

大和市告示第59号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症対策等に関する特例措置）

- 2 第4条の規定にかかわらず、補助事業に係る子ども・子育て支援交付金交付要綱（令和2年3月10日府子本第219号内閣総理大臣通知「子ども・子育て支援交付金の交付について」別紙）別紙利用者支援事業、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の項3基準額の欄第1項第1号に掲げる新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業、同項第2号に掲げる新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所人材確保支援事業、同項第5号に掲げる新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時障害児受入推進事業又は同欄第3項に掲げる新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業であって、令和2年1月16日から同年3月31日までに実施するものについては、当該事業を実施するために必要な経費（ただし、飲食物費を除く。）を補助対象経費とし、それぞれ同欄において当該事業について定める基準額又は当該事業に係る補助対象経費の実支出額のいずれか少ない方の額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をこの要綱による補助金として交付する。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の規定は、令和2年1月16日から施行する。